

日 銀 業 第 4 5 3 号
2 0 2 4 年 1 1 月 6 日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日 本 銀 行 業 務 局

「振決国債の差押え等の事務取扱いに関する細則」の一部改正に関する件

規程整備の観点から、標記規程（平成27年9月11日付日銀業第838号別紙）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「振込国債の差押え等の事務取扱いに関する細則」中一部改正

○ 3. (3) イ、を横線のとおり改める。

イ、日本銀行は、振替元参加者（(2) の通知を行った参加者または指定参加者をいいます。以下同じです。）に対し、「国債振替決済払出済通知」^(注1)により、差押え等を受けた振込国債の種別を執行等口に変更^(注2)した旨を通知します^(注3)。

(注1) 振替元参加者が、国債関係事務について日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用している場合には、この通知では、この「受入先」欄に「日本銀行」と記載されているため、振替元参加者において当該参加者の名称に読み替えてください。

以下略（不変）

○ 4. (3) イ、を横線のとおり改める。

イ、日本銀行は、振替元参加者に対し、「国債振替決済受入済通知」^(注1)により、差押命令等の申立ての取下げ等の通知の対象となる振込国債の種別を執行等口から変更^(注2)した旨を通知します。

(注1) 振替元参加者が、国債関係事務について日銀ネットを利用している場合には、この通知では、この「払出先」欄に「日本銀行」と記載されているため、振替元参加者において当該参加者の名称に読み替えてください。

以下略（不変）

○ 5. (3) イ、を横線のとおり改める。

イ、日本銀行は、振替元参加者に対し、「国債振替決済払出済通知」^(注1)により、振替元参加者の参加者口座（顧客口）の減額記帳^(注2)を行った旨を通知します。また、日本銀行は、振替先参加者（(2) イ、(ニ) に基づき振替申請書に記載された参加者口座の開設を受けた参加者をいいます。以下同じです。）に対し、「国債振替決済受入済通知」^(注+3)により、日本

銀行が備える振替口座簿における振替先参加者の参加者口座の増額記帳
(注2)を行った旨を通知します。

(注1) この通知では、「払出先」欄に「日本銀行」と記載されているため、振替元参加者および振替先参加者において、振替元参加者の名称に読み替えてください振替元参加者が、国債関係事務について日銀ネットを利用している場合においても、業務オンラインにより送信します。

(注2) 略(不変)

(注3) 振替先参加者が、国債関係事務について日銀ネットを利用している場合には、この通知の「払出先」欄に「日本銀行」と記載されているため、振替先参加者において、振替元参加者の名称に読み替えてください。

○ [参考] 書式例(ロ)の(注2)を横線のとおり改める。

(注2) 振替元参加者が、国債関係事務について日銀ネットを利用している場合には、振替元参加者において当該参加者の名称に読み替えてください。

○ [参考] 書式例(二)の(注1)を横線のとおり改める。

(注1) 振替元参加者が、国債関係事務について日銀ネットを利用している場合には、振替元参加者において当該参加者の名称に読み替えてください。